

第 1 1 編 林 道 編

第 1 章 林 道

第 1 節 適 用

1. 本章は、林道工事における林道土工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、落石雪害防止工、仮設工、トンネル、コンクリート橋、鋼橋、舗装工、道路付属物その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 法面工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、落石雪害防止工は、第 7 編 道路編 第 1 章第 5 節 法面工、第 7 節 擁壁工、第 9 節 カルバート工、第 10 節 排水構造物工（小型水路工）、第 11 節 落石雪害防止工の規定によるものとする。
3. 石・ブロック積（張）工、仮設工は、第 3 編 土木工事共通編 第 1 章第 5 節 石・ブロック積（張）工、第 10 節 仮設工の規定によるものとする。
4. 舗装工、道路付属物は、第 7 編 道路編 第 2 章 舗装の規定によるものとする。
5. 本章に定めのない事項については、第 1 編 共通編、第 2 編 材料編、第 3 編 土木工事共通編の規定によるものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準は、第 1 編 共通編 第 2 章 土工 第 2 節 適用すべき諸基準、第 7 編 道路編 第 1 章 道路改良 第 2 節 適用すべき諸基準、第 7 編 道路編 第 2 章 舗装 第 2 節 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、以下の基準によるものとする。

林野庁 治山技術基準

林野庁 林道技術基準

第 3 節 林道土工

1-3-1 一般事項

1. 林道土工については、第 1 編 共通編 第 2 章 土工 第 4 節 道路土工の規定によるものとする。
2. 地山の土及び岩の分類は、第 1 編 共通編 2-3-1 一般事項 表 2-1、第 1 編 共通編 2-4-1 一般事項 表 2-4 によるものとする。

軟岩（I）の区分は下記によるものとする。

軟 岩 (I)	A	○第 3 紀の岩石で固結程度が弱いもの。風化がはなはだしく、きわめてもろいもの。 ○指先で離しうる程度のもので、亀裂間の間隔は 1～5 センチメートルぐらいのもの
	B	○第 3 紀の岩石で固結程度が良好なもの。風化が相当進み、多少変色を伴い軽い打撃により容易に割りうるもの、離れ易いもの。 亀裂間の間隔は 5～10 センチメートル程度のもの。

第 4 節 トンネル

1-4-1 一般事項

トンネル工事については、第 7 編 道路編 第 6 章 トンネル (NATM) の規定によるものとする。

第 5 節 橋 梁

1-5-1 橋梁下部

橋梁下部工は、第 7 編 道路編 第 3 章 橋梁下部の規定によるものとする。

1-5-2 鋼橋上部

鋼橋上部工は、第 7 編 道路編 第 4 章 鋼橋上部の規定によるものとする。

1-5-3 コンクリート橋上部工

コンクリート橋上部工は、第 7 編 道路編 第 5 章 コンクリート橋上部の規定によるものとする。